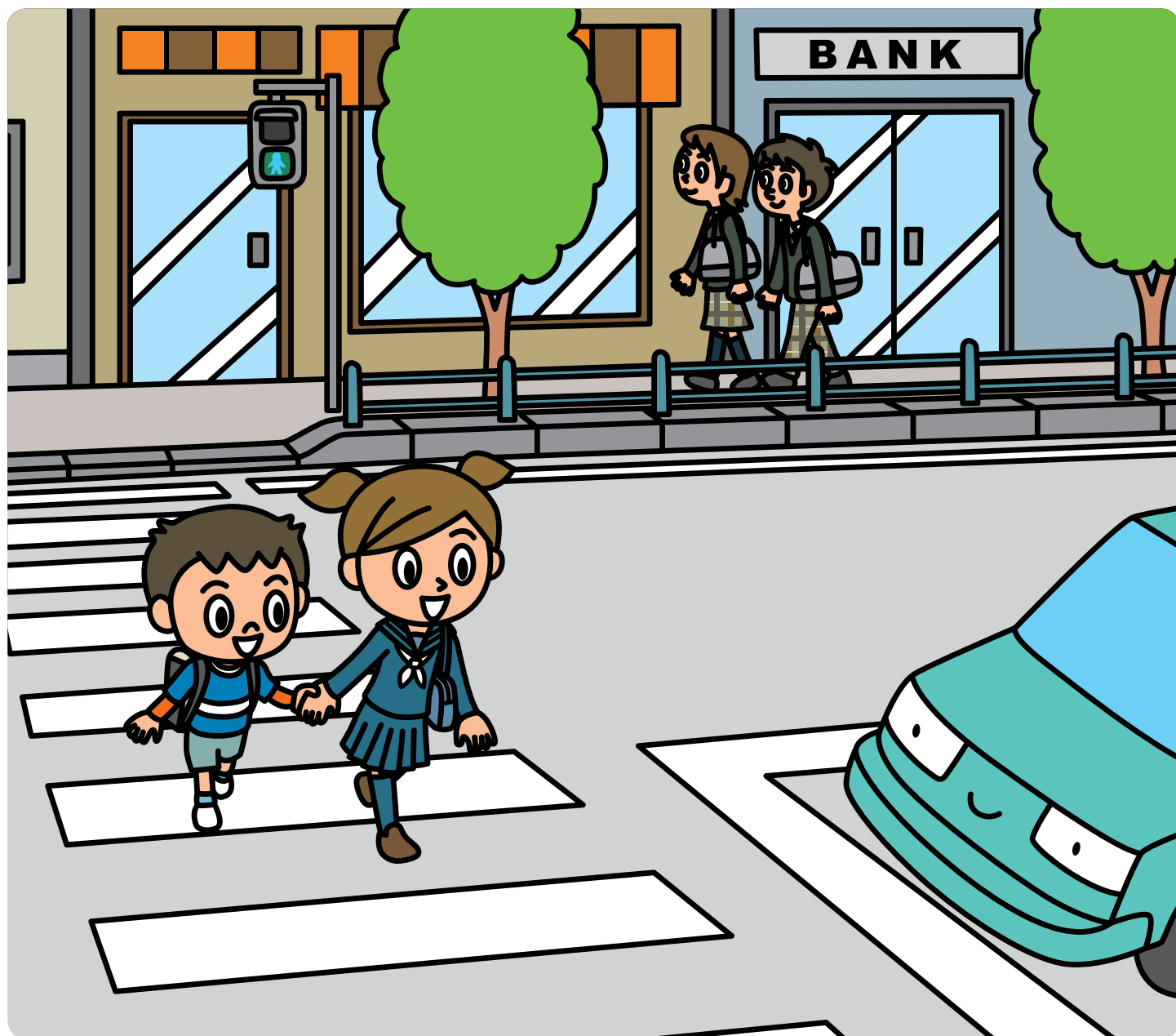




学生・生徒総合保険

「学生・生徒総合保険」はこども総合保険のペットネームです。
毎日の暮らしを取り巻く危険から、お子様をしっかりガードします。



学生・生徒総合保険は



お子様の補償

お子様のケガによる
入院や万一の時にも

がっちりサポート!

基本補償

偶然な事故に
あわれても…



死亡された場合、後遺障害を被った場合、
入院・通院をされた場合等、
様々な場合にお支払い!

お支払いする保険金の種類

「死亡保険金」「後遺障害保険金」「入院保険金」
「手術保険金」「通院保険金」

オプション

0-157等の
特定感染症*1を
発病しても…



「**特定感染症危険担保特約**」
をセットしておけば、**後遺障害**を被ったり、
入院、通院をされた場合に**安心**です。

お支払いする保険金の種類

「後遺障害保険金」「入院保険金」「通院保険金」

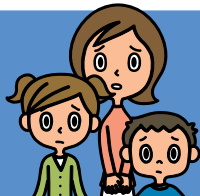
*1 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症および三類感染症をいいます。

その他の補償

扶養者*2がケガにより死亡されたり、
重度後遺障害*3を被られた場合でも、
2つの補償で経済面を **しっかりサポート!**

基本補償

生活費等で
困っても…



「**育英費用保険金**」を
一時にお支払い!

お支払いする保険金の種類 「育英費用保険金」

オプション

授業料、入学金等
で困っても…



更に、「**学業費用担保特約**」
で**教育資金**も**安心**です。

お支払いする保険金の種類

「学資費用保険金」「進学費用保険金」

*2 原則として、扶養者とは、お子様（被保険者：保険の対象となる方）の親権者であり（お子様が成年に達した場合はこの限りではありません。）、かつ、お子様の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、お子様の生計を主に支えている方で、ご契約時にご指定いただいた方をいいます。また、お子様を扶養している方が変更となった場合は、扶養者の変更手続きをおとりください。手続きがない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

*3 重度後遺障害の例については、P.4に記載の②育英費用をご確認ください。

例えば

こんなことが
おこったら…
どうしよう

赤ちゃん
&
幼稚園児

保育園、幼稚園での
生活中にケガ
をしたら…。



小学生

授業中やレジャー中の
ケガも心配だけど、
0-157を発病
したら…。



中学生

扶養者であるお父さん
が交通事故で亡くなっ
てしまったら、
教育資金は
どうしよう…。



お子様をサポートします。



相手方への賠償

お子様はもちろんご家族が他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の賠償責任を負った場合等も

ばっちりサポート!

基本補償

日常生活で相手にケガをさせてしまった…



「賠償責任保険金」で損害賠償金をお支払い!

お支払いする保険金の種類 「賠償責任保険金」

オプション

お子様が下宿先でボヤをおこしてしまった…



そんなときでも「借家人賠償責任担保特約」で安心です。

お支払いする保険金の種類 「借家人賠償責任保険金」

*保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

その他にも生活のリスクに対するオプションを加えて **さらに安心!**

オプション

お子様の下宿先の家財等が盗難にあった…

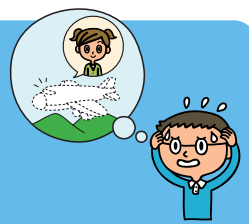


「生活用動産担保特約」で損害額をお支払い!

お支払いする保険金の種類 「生活用動産保険金」

オプション

お子様が搭乗した航空機が行方不明になってしまった…



「救援者費用等担保特約」で捜索や救助にかかった費用等をお支払い!

お支払いする保険金の種類 「救援者費用等保険金」

その他にも様々なオプションをご用意しております。くわしくは、P.5,P.6のオプションをご確認ください。

高校生

サッカー一部の活動中に通行人にケガをさせてしまったら…



大学生

下宿先のアパートでボヤをおこしてしまったら…



学生・生徒総合保険のくわしい内容については

ご契約例 ⇒ P.3

主なサービス ⇒ P.3

基本補償 ⇒ P.4,P.5

オプション ⇒ P.5,P.6

をご確認ください。

ご契約内容および保険料の例

		小学生プラン	中学・高校生プラン		大学生プラン			
傷 害	死亡・後遺障害	250万円	250万円		250万円			
	入院保険金日額	3,000円	3,000円		3,000円			
	通院保険金日額	2,000円	2,000円		2,000円			
育英費用		1,000万円	1,000万円		1,000万円			
学業費用	学資費用	50万円	70万円		100万円			
	進学費用	50万円	70万円		100万円			
賠償責任*1 免責金額(自己負担額):0円		1億円	1億円		1億円			
救援者費用等		300万円	300万円		300万円			
生活用動産 免責金額(自己負担額):1万円 (盗難3万円、火災等0円)		—	100万円(下宿生プランのみ)		100万円(下宿生プランのみ)			
借家人賠償責任 免責金額(自己負担額):0円		—	1,000万円(下宿生プランのみ)		1,000万円(下宿生プランのみ)			
学業費用支払期間		6年	3年		6年		4年	
			自宅生プラン	下宿生プラン	自宅生プラン	下宿生プラン	自宅生プラン	下宿生プラン
保 険 料*2	保険期間1年(一時払)	20,450円	20,130円	26,530円	21,230円	27,630円	21,380円	27,780円
	保険期間1年(月払)	1,880円	1,850円	2,440円	1,950円	2,540円	1,970円	2,560円
	保険期間長期*3(一時払)	89,550円 (保険期間6年)	49,390円 (保険期間3年)	65,390円 (保険期間3年)	92,100円 (保険期間6年)	120,900円 (保険期間6年)	66,940円 (保険期間4年)	87,750円 (保険期間4年)

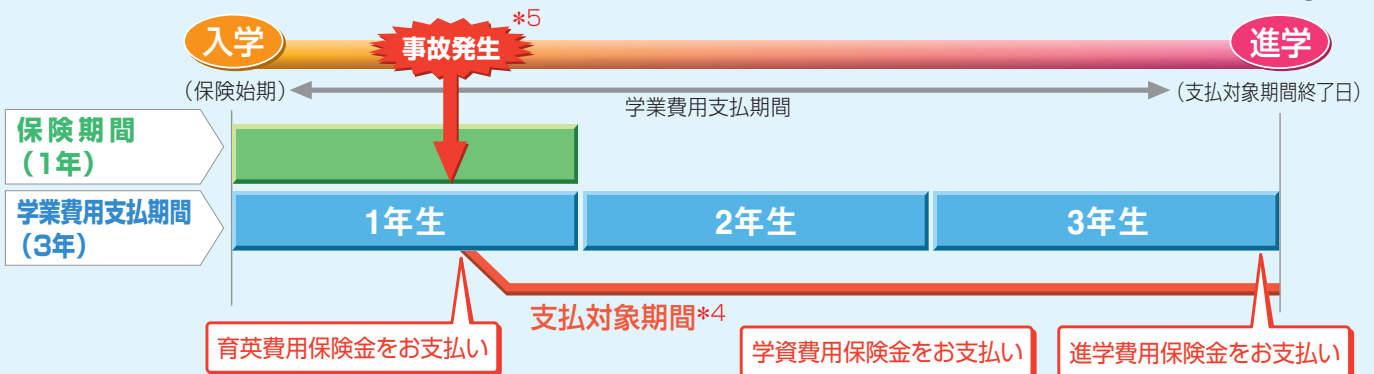
※上記はご契約プランの一例です。これ以外のプランをご希望の方は、代理店または弊社までお問い合わせください。

学業費用支払期間とは…

学業費用支払期間とは、保険始期から支払対象期間*4の終了日までの期間をいいます。

●「学業費用保険金」「育英費用保険金」のお支払いイメージ

例 保険期間1年：基本補償に学業費用担保特約(支払期間3年)をセットしてご契約の場合



- *1 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円または賠償責任保険金額のいずれか低い額が支払限度額となります。
- *2 上記保険料は職業に継続的に従事していない被保険者(保険の対象となる方)の場合の保険料です。
- *3 長期保険特約がセットされます。
- *4 支払対象期間とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用をお支払いする期間の終期までをいいます。
- *5 扶養者が保険期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または、重度後遺障害を被った場合がお支払いの対象となります。

主なサービス



デイリーサポート

暮らしに関する無料電話相談サービス
「生活・健康・介護」等の日常の悩みに
専門家がアドバイスいたします。

※サービスの詳細については、専用のチラシをご確認ください。



事故防止アシスト

事故・犯罪防止等のお役立ち情報をインターネットでご提供し、
安心をお届けします。

※サービスの詳細については、ホームページをご確認ください。

各サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。



ホームページ

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険金のお支払いについて（基本補償）

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

※「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます（**③賠償責任**を除きます。）。

お支払いする場合

被保険者（保険の対象となる方）が事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）

お支払い額 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額

！ 同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。
お支払額 = 死亡・後遺障害保険金額 - 既に支払われた金額

被保険者が事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

お支払い額 ▶ （後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害保険金額の3%～100%

！ 各保険年度ごとに合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

被保険者が事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合

お支払い額 ▶ 入院保険金日額×入院した日数（実日数）

！ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いできません。
！ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

被保険者が事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合

お支払い額 ▶ （手術の種類に応じて）入院保険金日額の10倍、20倍または40倍

！ 1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

被保険者が事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（往診を含みます。）による医師の治療を受けられた場合

お支払い額 ▶ 通院保険金日額×通院した日数（実日数）

！ 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、90日が限度となります。

！ 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。

！ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。

※死亡保険金受取人について特段のお申し出がない場合は、死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となります。ご契約後、保険金受取人を変更（新たに指定する場合を含みます。）する場合には、代理店または弊社までご連絡願います。

※**①傷害**におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます。ただし、細菌性食中毒等担保特約をセットしたご契約の場合、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。）。なお、急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください（職業病、テニス肩 等）。

お支払いしない主な場合

- ①ご契約者、被保険者、または被保険者の親権者もしくは後見人や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ②けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- ③無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
- ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ⑤妊娠、出産、流産によるケガ
- ⑥外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
- ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ⑧戦争、内乱、暴動等によるケガ*1
- ⑨核燃料物質の有害な特性等によるケガ
- ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ
- ⑪自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
- ⑫むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見等のないもの 等



- ①ご契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ②扶養者がけんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- ③扶養者の無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
- ④扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ⑤扶養者の妊娠、出産、流産によるケガ
- ⑥扶養者に対する外科的手術等の医療処置によるケガ
- ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ⑧戦争、内乱、暴動等によるケガ*1
- ⑨核燃料物質の有害な特性等によるケガ
- ⑩扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合 等

- ①ご契約者または被保険者*3の故意による損害賠償責任
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任
- ③戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任*1
- ④核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任
- ⑤職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
- ⑥世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑦心神喪失中（泥酔中等）の損害賠償責任
- ⑧自動車（ゴルフカートを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、および銃器（空気銃を除きます。）等の所有、使用等に起因する損害賠償責任
- ⑨被保険者*3と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑩被保険者*3または被保険者*3の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑪受託品を破損した場合の正当な権利を有する者に対する損害賠償責任については、上記のほか、次ページの事由による損害賠償責任については保険金をお支払いできません。

①

傷害
国内
国外
補償

②

育英費用
国内
国外
補償

③

賠償責任
国内
国外
補償
*2

あらかじめ指定された「被保険者（保険の対象となる方）の扶養者」が事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）または重度後遺障害が生じたために、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合

- 重度後遺障害の例**
- 両目が失明したとき
 - 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき
 - その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき 等

お支払い額 ▶ 育英費用保険金額の全額

- 育英費用保険金をお支払いしたとき、被保険者が独立して生計を営むようになったとき、または、被保険者を扶養する特定の個人がいなくなったときには、効力を失います。
- 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

被保険者*3（保険の対象となる方）が以下の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの*4（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合

- (1) 被保険者本人（保険証券の被保険者氏名欄に記載の方）の居住の用に供される住宅*5の所有・使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者*3の日常生活（住宅*5以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故

お支払い額 ▶ 損害賠償金の額

！ 1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、協力義務費用、訴訟費用等もお支払いできることがあります。

- 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円または賠償責任保険金額のいずれか低い額が支払限度額となります。
- 損害賠償金の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
- 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

*3 **③賠償責任**における被保険者は、被保険者本人の他、以下の方々となります。

- ①被保険者本人の親権者およびその他の法定の監督義務者
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人もしくは親権者または被保険者本人の配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④被保険者本人もしくは親権者または被保険者本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）のお子様

※上記の続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

*4 *5 はP.5をご確認ください。

*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

*2 「賠償責任担保条項の一部変更に関する特約」、「受託品に係る賠償責任の一部変更に関する特約」が自動的にセットされます。

③賠償責任は次ページへつづきます。

お支払いする場合

③賠償責任は前ページからのつづきです。

- *4 受託品を破損した場合に負担する損害賠償責任については、その受託品が次に掲げる間に損壊、紛失、または盗取された場合に限り、保険金をお支払いします。
- ①受託品が被保険者の居住の用に供される住宅内に保管されている間
 - ②受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間
- なお、受託品のうち、次の物は保険の対象になりません。
- 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
 - 自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品
 - 鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物
 - 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具:ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動
 - 動物、植物等の生物
 - 建物(畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。)
 - 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - 公序良俗に反する物 等

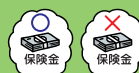
*5 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

お支払いしない主な場合

- けんかや自殺・犯罪行為
- 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨またはひょう等
- 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したこと 等

3

賠償責任
国内外補償



保険金のお支払いについて(オプション)

④～⑨については、特約をセットすることにより補償の対象となります。

4

お支払いする場合

あらかじめ指定された「被保険者(保険の対象となる方)の扶養者」が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または重度後遺障害が生じたために、被保険者が扶養者に扶養されなくなった(扶養不能状態)場合

- 重度後遺障害の例
- 両目が失明したとき
 - 咀嚼もしくは言語の機能を全く廃したとき
 - その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき 等

- 弊社が保険金のお支払いにより他人に対する権利を代位する場合は、求償権保全手続費用等をお支払いできる場合があります。
- 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

お支払い額 学資費用の実額

被保険者ご自身が契約により定められた支払対象期間中*6に学資費用(授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間中に毎年必要な費用)を負担した場合には、支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度としてお支払いします。

*6 支払対象期間とは扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用をお支払いする期間の終期までをいいます。

お支払い額 進学費用の実額

被保険者ご自身が契約により定められた支払対象期間中*6に進学費用*7を負担した場合には、支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度としてお支払いします。

*6 支払対象期間とは扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用をお支払いする期間の終期までをいいます。

*7 進学費用とは、進学する学校に納付する費用のうち、入学金や納付が義務づけられている寄付金等の学資費用以外の費用をいいます。

お支払いしない主な場合

扶養者が扶養不能状態となったときに、被保険者を扶養していない場合のほか、次に掲げるいずれかの事由によるケガ

- ①ご契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ②扶養者のけんかや自殺・犯罪行為
- ③扶養者の無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ④扶養者の脳疾患、疾病、心臓喪失
- ⑤扶養者の妊娠、出産、流産
- ⑥扶養者に対する外科的手術等の医療処置
- ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧戦争、内乱、暴動*8
- ⑨核燃料物質の有害な特性 等

- ①ご契約者または被保険者*9の故意による損害賠償責任
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任
- ③戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任*8
- ④核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任
- ⑤職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
- ⑥世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑦心神喪失中(泥酔中等)の損害賠償責任
- ⑧自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)および銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用等に起因する損害賠償責任
- ⑨被保険者*9と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑩被保険者*9または被保険者*9の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑪借戸室の改築・増築・取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ⑫被保険者*9と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑬被保険者*9が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 等

日本国内において被保険者*9(保険の対象となる方)が、借用し、かつ使用する保険証券記載の借戸室*10を被保険者の責めに帰すべき事由による事故のため損壊した場合において、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合

お支払い額 損害賠償金の額

1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。また、求償権保全手続費用、示談交渉費用、協力義務費用、訴訟費用等についてもお支払いできることがあります。

- 損害賠償額の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
- 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

*9 借戸室の賃借名義人が被保険者以外の場合には、その賃借名義人を含みます。

*10 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。

5

借家人賠償責任
国内のみ補償

お支払いする場合

日本国内において被保険者（保険の対象となる方）が所有している生活用財産^{*11}が、火災・破裂・爆発・盗難等の偶然な事故によって損害を受けた場合（建物外に持ち出している間も補償されます。）

お支払い額（保険価額（時価額^{*12}）によって定めた）損害額^{*13}

！ 保険期間を通して生活用財産保険金額が限度となります。また、損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用をお支払いできることがあります。

● 1回の事故ごとに損害額のうち次の免責金額（自己負担額）をご自身で負担していただきます。

- 盗難の事故の場合 3万円
- 火災、落雷、破裂・爆発の事故の場合 0円
- その他の事故の場合 1万円

● 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

^{*11} 以下のものは生活用財産に含まれませんのでご注意ください。

● 通貨、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、プリペイドカード、旅券、切手、貴金属、宝石、美術品、義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、サーフボード、ウィンドサーフィン、船舶、自動車（バイクを含みます。）、携帯電話等の携帯型通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品^{*14}、ラジコン模型、動植物 等

● 親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用財産

^{*12} 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額

^{*13} 修理できる場合は修理費に基づいて定めます。

^{*14} 一般団体契約においては、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品は生活用財産に含みます。

被保険者（保険の対象となる方）が以下の状態になった場合

① 搭乗する航空機または船舶が行方不明または遭難したとき

② 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等により確認されたとき

③ 被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅（転居した場合は転居先の住宅とします。）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）または継続して3日以上入院されたとき

お支払い額 ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した以下

①～⑤の費用の額^{*16}

① 捜索救助費用

② 救援者（家族等）の現地への交通費（1往復分の運賃で救援者2名分まで）。ただし、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地へ行く救援者にかかる費用は除きます。

③ 救援者の現地および現地までの宿泊料（1名につき14日分を限度とし、救援者2名分まで）。ただし、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急捜索もしくは救助活動が終了した後に現地へ行く救援者にかかる費用は除きます。

④ 現地からの移送費用（死亡もしくは治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所、扶養者の生活の本拠またはそれらの住所等の属する国の病院もしくは診療所へ移送するために必要とした費用）

⑤ 救援者の渡航手続費等の諸雑費（国外においては20万円限度。国内においては3万円限度。）

^{*16} 社会通念上妥当な額とします。

！ 各保険年度ごとに救援者費用等保険金額がお支払いの限度となります。

● 弊社が保険金のお支払いにより他人に対する権利を代位する場合は、求償権保全手続費用等をお支払いできる場合があります。

● 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

被保険者（保険の対象となる方）が熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合

お支払いする
保険金

P.4基本補償①傷害の以下の保険金と同様です。
〔死亡保険金〕〔後遺障害保険金〕〔入院保険金〕〔手術保険金〕〔通院保険金〕

被保険者（保険の対象となる方）が新規契約の保険責任開始日からその日を含めて10日が経過した後に、特定感染症^{*17}を発病し、以下の状態になった場合

● 発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

● 発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合（法律により「就業制限」された場合を含みます。）

● 発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）による医師の治療を受けられた場合

^{*17} 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症および三類感染症をいいます。

お支払いする
保険金

P.4基本補償①傷害の以下の保険金と同様です。
〔後遺障害保険金〕〔入院保険金〕〔通院保険金〕

お支払いしない主な場合

- ① ご契約者または被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による損害
- ② 保険の対象の自然の消耗、劣化等もしくはは保険の対象の性質による腐蝕、さび、変色等の損害
- ③ 保険の対象が通常有する性質や、性能の欠如およびその欠如によって生じた損害
- ④ 紛失または置き忘れによって生じた損害
- ⑤ 暴風雨、洪水等の風水災によって生じた損害
- ⑥ 保険の対象のすり傷等単なる外観の損傷であって機能に支障をきたさない損害
- ⑦ 地震もしくはは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑧ 戦争、内乱、暴動等によって生じた損害^{*8}
- ⑨ 核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害
- ⑩ 保険の対象の使用もしくはは管理を委託された者または被保険者と同居する親族の故意によって生じた損害
- ⑪ 保険の対象に対する修理、調整の作業（点検・試運転を含みます。）上の過失または技術の拙劣によって生じた損害^{*15}
- ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害^{*15}
- ⑬ 詐欺または横領によって生じた損害 等
- ^{*15} 火災が発生した場合を除きます。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ② けんかや自殺・犯罪行為による事故
- ③ 無免許運転、酒酔い運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故
- ④ 地震もしくはは噴火またはこれらによる津波による事故
- ⑤ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ⑦ 被保険者の妊娠、出産、流産による事故
- ⑧ 被保険者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）による事故
- ⑨ 戦争、内乱、暴動等による事故^{*8}
- ⑩ 核燃料物質の有害な特性等による事故
- ⑪ むちうち症、腰痛等で医学的見所のないもの 等



P.4基本補償①傷害のお支払いしない主な場合と同様です。

- ① ご契約者、被保険者または被保険者の親権者もしくはは後見人や保険金受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症
- ② 被保険者のけんかや自殺・犯罪行為によって発病した特定感染症
- ③ 地震もしくはは噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症
- ④ 戦争、内乱、暴動等によって発病した特定感染症^{*8}
- ⑤ 核燃料物質の有害な特性等によって発病した特定感染症
- ⑥ P.4基本補償①傷害の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
- ⑦ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約は除きます。） 等

6

生活用財産

国内のみ補償

7

救援者費用等

国内外補償

8

熱中症危険

特定感染症

国内外補償

^{*8} 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任、損害、事故、特定感染症は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

ご契約について

ご契約の際のご注意

①保険料領収証：

保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。

②保険証券：

保険証券が1か月以上経過しても届かないときは、お手数ながら弊社へお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。お問い合わせに際しましては、保険料領収証番号、保険の種類、保険期間および代理店名をご連絡願います。

③死亡・後遺障害保険金額の上限額について：

ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、ご契約いただいている他の保険契約等*と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

*「保険契約等」とは、こども総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険、所得補償保険、積立型の傷害保険等の保険契約または共済契約をいいます。

「学生・生徒総合保険」はこども総合保険のペットネームです。このパンフレットは“学生・生徒総合保険(こども総合保険)”の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、くわしくは『学生・生徒総合保険(こども総合保険)ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は119番・110番

 **0120-119-110**

受付時間：24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
〔「ア」行に登録できます〕



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-868-100**

受付時間：午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。